

1 常時監視について

本市では、令和元年度からダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づく常時監視としてダイオキシン類濃度の測定を実施している。

2 令和3年度の常時監視結果

大気、河川水および河川底質についてダイオキシン類濃度の測定を実施した。その結果、すべての地点で環境基準を達成した。測定結果については、次の表のとおりであった。

ダイオキシン類の測定結果について(令和3年度)

調査結果

1 大気 (環境基準値: 0.6pg-TEQ/m³)

測定月日	5月26日～ 6月2日	8月30日～ 9月6日	11月29日～ 12月6日	1月6日～ 1月13日	平均
測定地点					
山梨県衛生環境研究所	0.0075	0.0063	0.074	0.030	0.029

(単位: pg-TEQ/m³)

2 河川水 (環境基準値: 1pg-TEQ/L)

測定月日	9月1日
測定地点	
濁川 (濁川橋)	0.26
荒川 (桜橋)	0.066

(単位: pg-TEQ/L)

3 河川底質 (環境基準値: 150pg-TEQ/g)

測定月日	9月1日
測定地点	
濁川 (濁川橋)	0.25
荒川 (桜橋)	0.11

(単位: pg-TEQ/g)

4 地下水 (環境基準値: 1pg-TEQ/L)

測定月日	9月17日
測定地点	
大手二丁目	0.069

(単位: pg-TEQ/L)

5 土壌 (環境基準値: 1000pg-TEQ/g)

測定月日	9月7日
測定地点	
貢川本町	0.035

(単位: pg-TEQ/g)

以 上